二　地理空間情報のうち、地図及び空中写真の整備及び利用の推進に関する総括に関すること（地方公共団体その他の関係者との連携に関することに限る。）。
三　電子国土、クリアリングハウスその他に関する情報通信システムを利用した地理空間情報の検索及び提供に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
四　第一号及び前号に掲げる事務に関する調査及び研究に関すること。
五　地理空間情報の提供に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
六　地理空間情報の刊行、供覧その他の一般の利用に関すること（総務部、応用地理部及び測地観測センター並びに情報サービス課の所掌に属するものを除く。）。
七　測量法の施行に関する事務のうち、基本測量及び公共測量の測量成果の複製及び使用の承認に関すること。

（情報サービス課の所掌事務）

第四十二条　情報サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地理空間情報の収集及び処理並びに利用の推進に関すること（地理史料の収集及び公開並びに測量成果の保管に関することに限る。）。
二　前号に掲げる事務に関する調査及び研究に関すること。
三　地理空間情報の管理及び提供に関すること（情報企画課の所掌に属するものを除く。）。
四　測量成果その他これに関連する資料の供覧及び謄本又は抄本の交付に関すること。
五　地理空間情報の原版の保管に関すること。
六　地図作成及び地理に関する資料の保管に関すること。

第五十七条第一号中「地理空間情報クリアリングハウスの」を「電子国土に関する情報通信システムの開発及び」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「前二号に掲げるもののほか、」を「電子国土、クリアリングハウスその他に関する」に改め、「関すること」の下に「（情報企画課及び電子国土調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「地図及び空中写真の調製並びに地図等の数値化情報の収集及び処理」を「地理空間情報の収集及び処理並びに利用の推進」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「地図及び空中写真の調製並びに地図等の数値化情報の収集及び処理並びに利用の推進」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第四十三条とする。

第五十七条の二を第四十四条とし、同条の次に次の十五条を加える。

（基本図情報部の所掌事務）

第四十五条　基本図情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地図作成及び地名、地理識別子その他の地理に関する資料の収集及び処理並びに陸地の面積の測定の企画及び立案並びに調整に関すること。
二　基本測量における基本図測量及び基本図の修正測量（以下「基本図測量等」という。）の企画及び立案並びに調整に関すること。
三　基盤地図情報の整備に関すること（他の部及びセンターの所掌に属するものを除く。）。
四　写真測量及びリモートセンシングその他の測図技術に関する調査及び研究の企画及び立案並びに調整に関すること。
五　基本図測量等の測量成果に関する審査、校訂その他の事務を行うこと。
六　基本図、写真地図、基盤地図情報その他の基本図情報の応用技術に関する調査及び研究に関すること。
七　基本図測量等並びに公共測量における大縮尺図測量及び中縮尺図測量（以下「大縮尺図測量等」という。）の標定点測量及び測量用写真の撮影を行うこと。
八　基本図測量等及び大縮尺図測量等の空中三角測量、現地調査及び補測作業並びに測量原図の作成を行うこと。
九　図化を行うこと。
十　地図作成及び地名、地理識別子その他の地理に関する資料の収集及び処理に関すること。
十一　陸地の面積の測定を行うこと。
十二　写真地図の調製に関すること。
十三　第三号及び第七号から前号までに掲げる事務に係る測量に関する検査及び品質管理を行うこと。
十四　第三号及び第七号から前号までに掲げる事務に係る測量に関する調査及び研究を行うこと。
十五　写真測量及びリモートセンシングその他の測図技術に関する調査及び研究を行うこと。
十六　写真測量及びリモートセンシングその他の測図技術に関する機械器具の開発、改良及び研究を行うこと。
十七　宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、測量その他の国土の管理に係るものに関すること（写真測量及びリモートセンシングその他の測図技術に関連するものに限る。）。

（国土基盤情報調整官）

第四十六条　基本図情報部に、国土基盤情報調整官一人を置く。
2　国土基盤情報調整官は、地図作成及び地名、地理識別子その他の地理に関する資料の収集及び処理並びに基本図測量等の企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（基本図情報部に置く課等）

第四十七条　基本図情報部に、次の四課及び一室を置く。

管理課
基盤地図課
地名情報課
画像調査課
地図情報技術開発室

（管理課の所掌事務）

第四十八条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　地図作成及び地名、地理識別子その他の地理に関する資料の収集及び処理並びに陸地の面積の測定の企画及び立案並びに調整に関すること（国土基盤情報調整官の所掌に属するものを除く。）。
二　基本図測量等の企画及び立案並びに調整に関すること（国土基盤情報調整官の所掌に属するものを除く。）。
三　基盤地図情報の整備に関する企画及び立案並びに調整に関すること（他の部及びセンターの所掌に属するものを除く。）。
四　写真測量及びリモートセンシングその他の測図技術に関する調査及び研究の企画及び立案並びに調整に関すること。
五　基本図測量等の測量成果に関する審査、校訂その他の事務を行うこと。
六　基本図、写真地図、基盤地図情報その他の基本図情報の応用技術に関する調査及び研究の企画及び立案並びに調整に関すること。
七　前各号に掲げるもののほか、基本図情報部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（基盤地図課の所掌事務）

第四十九条　基盤地図課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　基盤地図情報の整備に関すること（他の部及びセンター並びに他課の所掌に属するものを除く。）。